

## 城陽市国民健康保険高額療養費支給申請書（自動払戻）

(あて先) 城陽市長

国民健康保険高額療養費を、今後申請なしに自動的に払い戻せるよう申請します。

申込みにあたり、必要な公簿を閲覧されることに異議ありません。

また、下記の注意事項にも異議ありません。

受付印

申請日 令和 年 月 日

被保険者証記号番号 城

(申請者) 住 所 城陽市

世帯主氏名

生年月日 昭・平 西暦 年 月 日 生

電話番号 ←必ずご記入ください

公費負担医療、医療助成制度または医療機関が実施している事業などにより、自己負担額が無料または低額になっているもののはありますか？	はい	いいえ
	対象者氏名〔 制度名又は〔 医療機関名〕〕	

受領方法	口座振替・窓口払い	※別世帯の方の口座を指定する場合は委任状が必要です						
振込先	銀行 信用金庫 協同組合 ( )						本店 支店 出張所 ( )	普通 当座 貯蓄
	金融機関コード	店舗コード						
口座番号(右詰めでご記入ください。)		フリガナ						
		口座名義						

## 【注意事項】

- 医療機関等からの診療情報等に基づいて支給金額を計算しますので、支給まで時間がかかる場合や支給金額が後から変更になる場合があります
- 医療機関が実施している診療事業などにより自己負担額が減免されているなど、その都度、領収書の確認が必要なときには、自動払戻を適用できない場合があります
- 世帯主が変わった場合など、被保険者証の記号番号が変更になった場合は再度申請が必要になります
- 医療費の一部負担金を支払っていなかった場合には、支給済みの高額療養費を返還していただきます
- 支給済みの高額療養費の金額が減額となった場合、減額された金額を返還していただきます
- 支給時に国民健康保険料に未納がある場合は、当該保険料に充当します
- 第三者行為又は業務上の事故による傷病において診療を受けた場合は、ご連絡をお願いします
- 払戻口座や公費負担医療等、記載事項に変更がある場合は、申込書（変更）の提出が必要となります